

**2023 年度**  
**駒澤大学教育後援会 三重県支部**  
**定期総会次第**

日時 2023 年 6 月 10 日 (土)

午後 3 時

場所 都ホテル四日市

1. 開会

教育後援会 会長挨拶  
教育後援会 本部役員の紹介

2. 審議事項

- (1) 議案第 1 号 2022 年度 事業報告ならびに  
議案第 2 号 2022 年度 収支決算書について
- (2) 2022 年度 会計監査報告について
- (3) 議案第 3 号 2023 年度 三重県支部役員 (案) について
- (4) 議案第 4 号 2023 年度 事業計画 (案) ならびに  
議案第 5 号 2023 年度 予算 (案) について
- (5) 議案第 6 号 駒澤大学教育後援会三重県支部旅費規程改正 (案)
- (6) 議案第 7 号 その他

3. 閉会挨拶

以上

## 議案 第1号

## 2022年度 事業報告

- ・ 2022年5月14日(土) 令和4年度 駒澤大学教育後援会本部 定期総会  
於：駒澤大学中央講堂
- ・ 2022年5月14日(土) スプリングフェスティバル(サークル発表会) **中止**
- ・ 2022年5月29日(日) 前年度支部長との支部長会議開催 ※例年は役員会  
於：重任のため未実施
- ・ 2022年7月2日(土) 駒澤大学教育後援会三重県支部 定期総会及び懇談会  
於：都ホテル四日市
- ・ 2022年10月22日(土) 一泊参禅研修会(会員研修会)  
~23日(日) 於：大本山總持寺
- ・ 2022年11月5日(土) 全日本大学駅伝対校選手権大会 応援に伴う支部交流会  
於：伊勢シティホテル
- ・ 2022年11月6日(日) 全日本大学駅伝対校選手権大会 応援  
(熱田神宮 → 伊勢神宮)
- ・ 2023年1月21日(土) 駒澤大学教育後援会 新年賀詞交歓会  
於：ザメイン・ホテルニューオータニ
- ・ 2023年2月25日(土) 駒澤大学教育後援会 三重県支部役員会  
於：久居グリーンホテル
- ・ 2023年3月12日(土) 全国支部監査(必要書類を送付)

## 議案第2号

## 2022年度収支決算報告書

自 2022年4月1日 ~ 至 2023年3月31日

## 収入の部

(単位:円)

項 目	予算額(A)	決算額(B)	差異(A-B)	摘 要
前年度繰越金	10,000	9,230	770	※後援会本部規定、残金1万円以内
参加費	50,000	0	50,000	全日本大学駅伝 交流会参加旅費 (会員3千円×0人・OB6千円×0人)
補助金	200,000	205,000	△ 5,000	支部活動助成金 20万円 新年賀詞交歓会景品代 5千円
	200,000	50,000	150,000	駅伝応援助成金20万円 ※5万円請求
雑収入	0	1,400	△ 1,400	利息・支部規程超過調整分
合 計	460,000	265,630	194,370	

## 支出の部

	予算額(A')	決算額(B')	差異(A'-B')	摘 要
会議費	70,000	25,980	44,020	支部役員会(会場費など)
旅費交通費	90,000	105,400	△ 15,400	支部役員交流会旅費(4千円×延べ7人) 支部定期総会(4千円×10名)など
通信運搬費	50,000	10,830	39,170	総会 書面表決書及び支部役員交流会などの案内郵送料 賀詞 交歓会 景品発送費用
印刷費・消耗品費	20,000	1,874	18,126	封筒・ノートなど
事業費	150,000	54,040	95,960	本部役員との交流会費用など
渉外費	10,000	0	10,000	
予備費	70,000	0	70,000	
余剰金返金	0	57,506	△ 57,506	駒澤大学教育後援会本部へ返金(手数料含む) ※残金は1万円以内
合 計	460,000	255,630	204,370	

次年度繰越金	10,000
--------	--------

本部返金後の残高は1万円以内

議案第2号

2022年度収支決算報告書(駅伝応援活動費)

自 2022年4月1日 ~ 至 2023年3月31日

(単位:円)

収入の部

項目	決算額	摘要
前年度繰越金	0	
参加費	0	全日本大学駅伝交流会参加費(会員3千円×0人、0B7千円×0人) ※交流会費用は本部負担
補助金	50,000	駅伝活動助成金20万円 ※5万円のみ申請
雑収入	1,400	宿泊費用 県支部規程超過分補填
合計	51,400	

支出の部

	決算額	摘要
会議費	0	
旅費交通費	51,400	全日本大学駅伝交流会旅費・交通費(3千円×6人 4千円×3名) ※日当・旅費 交流会は半日 当日の応援参加は1日 宿泊費用 1万7百円×2名
通信運搬費	0	案内・郵送料等 ※のほり旗・応援グッズなど未発送
印刷費・消耗品費	0	コピー代
事業費	0	交流会参加費・応援補助等
渉外費	0	
予備費	0	
余剰金返金	0	
合計	51,400	

2022年度会計監査報告

2022年度の会計決算について帳簿・預金通帳などの関係書類を監査の結果、適正に処理されており正確であることを認めます。

2023年2月25日

監査委員 浦口 里香



世古 裕規



議案 第3号

2023年度 三重県支部役員~~任~~

役職	2023年度 新役員	役職	2022年度 役員
支部長	岩本 晃彦(4年)	支部長	板谷 達夫(4年)
副支部長	辻村 昌宏(4年)	副支部長	辻村 昌宏(3年)
副支部長	松本 謙一(4年)	副支部長	松本 謙一(3年)
副支部長	中出 真史(2年)	理事	中西 真貴重(4年)
理事	亀井 万由子(3年)	理事	大西 幸代(4年)
理事	今村 友哉(3年)	理事	岩本 晃彦(3年)
理事	松原 真由子(2年)	理事	亀井 万由子(2年)
理事	池田 嘉樹(2年)	理事	今村 友哉(2年)
理事	水谷 のぞみ(1年)	理事	松原 真由子(1年)
理事	島子 卓也(1年)	理事	中出 真史(1年)
<del>理事</del> 監事	入江 亮(1年)	理事	池田 嘉樹(1年)
監事	世古 裕規(3年)	監事	浦口 里香(4年)
<del>監事</del>	<del>役員J1名</del>	監事	世古 裕規(2年)
顧問	板谷 達夫(既卒)	顧問	水谷 晃裕(既卒)

## 議案 第4号

### 2023 年度 事業計画 ~~（案）~~

- ・ 2023 年 4 月 22 日（土） 駒澤大学教育後援会 委員総会
  
- ・ 2023 年 5 月 13 日（土） 駒澤大学教育後援会 定期総会  
スプリングフェスティバル（サークル発表会） **中止**  
於：駒澤大学中央講堂  
**駒沢キャンパス構内見学会**  
図書館・禅文化歴史博物館 見学  
坐禅体験・学食体験  
音声 AR によるキャンパスツアー MiMiKOMA（耳駒）
  
- ・ 2023 年 6 月 10 日（土） 駒澤大学教育後援会三重県支部 支部定期総会  
及び 教育懇談会  
於：都ホテル四日市
  
- ・ 2023 年 10 月 21 日（土） 一泊参禅研修会（会員研修会）  
於：大本山永平寺
  
- ・ 2023 年 11 月 4 日（土） 三重県支部交流会  
於：伊勢市内
  
- ・ 2023 年 11 月 5 日（日） 全日本大学駅伝対校選手権大会 応援  
（熱田神宮 → 伊勢神宮）
  
- ・ 2024 年 1 月 20 日（土） 駒澤大学教育後援会 新年賀詞交歓会  
於：未定
  
- ・ 2024 年 2 月 駒澤大学教育後援会三重県支部 支部役員会  
於：津市内（予定）
  
- ・ 2024 年 3 月 15 日（金） 全国支部監査（書類を郵送）

議案 第5号

2023年度予算(案)

収入の部

自:2023年4月1日～至:2024年3月31日

(単位:円)

科 目	2023年度 予算額	2022年度 決算額	備考
参加費	50,000	0	全日本大学駅伝交流会参加費 ※本部主催 支部は役員のみ
補助金	200,000	205,000	支部活動助成金20万円
	200,000	50,000	全日本大学駅伝助成金 20万円 ※2022年度 5万円
雑収入	0	1,400	利子 規程超過分調整費用
繰越金	10,000	9,230	※本部規定による(10000円以内)
合 計	460,000	265,630	

支出の部
------

(単位：円)

科 目	2023年度 予算額	2022年度 決算額	備考
会議費	70,000	25,980	役員会経費など
旅費交通費	90,000	105,400	旅費(支部役員会・支部長会など)
通信運搬費	50,000	10,830	郵送料(各行事案内など配布)
印刷費・消耗品費	20,000	1,874	コピー用紙・インク・事務用品費・封筒 他
事業費	150,000	54,040	支部定期総会・支部各行事経費など
渉外費	10,000	0	本部主催関係経費
予備費	70,000	0	予備経費
余剰金返金	0	57,506	本部への余剰金返金 ※残金1万円以内
合 計	460,000	255,630	



## 議案 6 号

### 駒澤大学教育後援会三重県支部旅費規程 改正 ~~(案)~~

#### ■改訂理由

- ① 昨今の宿泊費高騰に対応するため。
- ② 昨年度に宿泊費の超過が発生したため。

#### ※改正部分のみ抜粋

#### (3) 宿泊費

宿泊費は、実費支給を原則とし、一泊 **12,000 円** を限度額とする。この認定は支部長があたる。

議案 第7号

その他

**(名称及び設置)**

第1条 本支部は、駒澤大学教育後援会三重県支部（以下「支部」という。）と称し、事務局を支部長が指定した場所（支部長宅）におく。

**(目的)**

第2条 支部は、駒澤大学教育後援会（以下「本部」という。）の下、駒澤大学（以下「大学」という。）と家庭との緊密なる連携を図り、その教育的効果の向上に協力すると共に、併せて会員相互の親睦並びに学生の勉学と福祉に寄与することを目的とする。

**(組織)**

第3条 支部は大学に在籍する全学生の父母又は保証人をもって組織する。

**(事業)**

第4条 支部は第2条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。なお、事業を行う場合、準備段階から本部事務局と連絡をとること。

- (1) 総会、研修会、講演会等
- (2) 学生の福利厚生、生活指導、就職情報提供等
- (3) 大学の興隆発展の援助
- (4) その他必要な事業

**(役員)**

第5条 支部に次の役員を置く

- (1) 支部長 (1人)
- (2) 副支部長 (1～3人)
- (3) 理事 (若干名)
- (4) 監事 (2人)
- (5) 事務局長 (1人) 支部長、副支部長、理事より兼任可

**(役員を選出)**

第6条 役員は会員の中より選出し、総会の議を経るものとする。

**(役員の仕事)**

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表して会務を総理し、会議の議長となる。支部長は、本部との連絡、調整にあたるものとする。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、これに代わる。
- (3) 理事は支部長の指示を受け、会務の企画運営にあたる。
- (4) 監事は会務及び会計を監査し、必要があるときは、役員会の招集を要求することができる。
- (5) 事務局長は、支部長の指示を受け、事務処理にあたる。

**(役員会)**

第8条 役員は役員会を構成し、必要に応じて支部長がこれを召集する。

2 役員会は総会に次ぐ議決機関であり、支部事業の予算、決算、その他必要な事項を審議

するとともに、緊急に事業遂行に支障をきたすおそれがあるときは、これを議決することができる。

3 前項による場合は、支部長はその経過を総会に報告し、追認を受けなければならない。

#### **(役員任期)**

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

#### **(顧問・特別顧問)**

第10条 本会に顧問及び特別顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の推薦により支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。顧問の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

3 特別顧問は、役員会の推薦により総会の議を経て、支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。特別顧問の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

#### **(経費)**

第11条 支部の経費は、事業参加費、寄付金及びその他をもって支弁する。

2 支部年会費は徴収せず、事業ごとに参加費を徴収する。

#### **(会計年度)**

第12条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### **(総会)**

第13条 総会は年1回支部長がこれを招集する。ただし、必要に応じ臨時総会を招集することができる。

2 支部長は会長に本部役員若干名の出席を要請する。

3 支部長は、大学の講師を必要に応じて要請することができる。その場合は、会長に申請するものとする。

#### **(議決)**

第14条 支部総会の議決決定は、出席会員の過半数の同意をもってこれを決する。

#### **(会則の改廃)**

第15条 この会則の改廃については、総会及び、臨時総会の議を経なければならない。

ただし、本部の会則と趣旨の異なる改廃を行なう場合においては、本部の承認を得るものとする。

#### **(適用の特例)**

第16条 この会則に定めのないものは、すべて役員会に諮るものとする。

ただし、本部の指示が出た場合は、それに従うものとする。

#### **附則**

1.本支部会則は、平成21年5月25日から施行する。

2.この会則は、平成22年7月31日から施行する。

3.この会則は、令和3年3月17日から施行する。

第1条 本規程は、駒澤大学教育後援会三重県支部（以下「当支部」という。）が行う行事等に出席、又は参加し、任務を果たすことを目的として旅行した者に対し支給する旅費について定める。

2 旅行命令者は支部長とし、旅行命令簿に記載し、提示または口頭により発するものとする。

第2条 旅費支給の対象となる行事等とは、次の各号とする。

- (1) 駒澤大学教育後援会主催の会議
- (2) 当支部役員会
- (3) 当支部総会
- (4) 当支部の行う行事
- (5) その他支部長が必要と認めた会議、講習会、視察等

第3条 旅費の支給は、別に定めのある場合を除き、実費の全部又は一部を支払うものとする。

ただし、当支部役員会及び総会の旅費支給対象者は、父母または保証人のうち1人のみとする。

第4条 支給する旅費の項目は交通費及び日当とし、次の各号に定めにより支給する。

(1) 交通費

交通費は、次のとおりとする。

- ① 県内 2,000 円
- ② 県外 必要最低限の実費

(2) 日当

- |             |         |
|-------------|---------|
| ア 半日（4時間以内） | 1,000 円 |
| イ 1日（4時間超）  | 2,000 円 |

(3) 宿泊費

宿泊費は、実費支給を原則とし、一泊 **12,000 円**を限度額とする。この認定は支部長があたる。

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、必要に応じて領収書を支部長に提出しなければならない。

第6条 特別な事由がある場合又は本規程の運用が困難な場合は、支部長の事前の承認を条件として、その都度個別に定める。

第7条 この規程の改廃は当支部役員会で決定する。

附 則 1.この規程は、平成30年5月28日より施行する。

2.この規定は、令和5年6月10日より施~~行~~する。

行